

境界確認の申請方法等について

【申請】

1. 申請者

申請は国有河川敷地の隣接土地所有者が行います。申請欄を本人が署名する場合は認め印の押印で構いませんが、申請を代理人が行う場合は委任状（実印を押印し印鑑証明書を添付）が必要です。

土地所有者が次に該当する場合は、それぞれ次に定める者が申請することができます。

(1) 法人の場合

法人の代表者となります。代表者印を押印し、代表者事項証明書を添付して下さい。

ただし、

法人が解散又は破産等している場合は、清算人又は破産管財人等

定款等において代表者以外に処理権原を与えている場合は、当該定款等に定める者

特殊法人にあつては、法律、定款、寄付行為に定める者 となります。

(2) 登記名義人が死亡している場合

登記名義人の相続人、ただし遺産分割が完了していない場合は、法定相続人全員となります。

なお相続人の代表者が申請する場合は、代表者以外の共有者全員の委任状が必要です。

(3) 未成年者、成年被後見人、被補佐人及び被補助人である場合

法定代理人（親権者等、成年後見人、補佐人及び補助人）となります。

(4) 共有地である場合

共有者全員となります。

なお共有者の代表者が申請する場合は、代表者以外の共有者全員の委任状が必要です。

2. 申請書添付資料

(1) 位置図（現地案内図）：申請地を朱書きで表記してください。

(2) 法務局地図（公図、地積測量図等）：申請する境界を朱線で表記してください。

(3) 申請地及び隣接国有地の登記事項証明書

(4) 委任状：必要に応じて添付してください。本人が記名押印する場合は認め印で構いません。

(5) 住民票・戸籍謄本等：申請者と登記名義人の住所・氏名が異なる場合は添付してください。登記名義人が故人の場合は相続関係説明図を作成してください。

3. 補足

申請書類は1部作成し、提出してください。

登記簿、印鑑証明書、住民票等の公的書類は、申請者の希望により原本を還付します。

【立会】

関係者のもれがないよう、公図等で事前に確認をお願いします。河川敷地に隣接する水路里道は地方公共団体の所有となっていることがあります。

都合により当日出席できない関係者については、後日同意書を提出してください。

【境界確定協議書】

袋綴じし、申請者が署名押印及び割印した境界確定協議書2部を、立会后3ヶ月以内に提出してください。

添付資料は次のとおりです。

- (1) 位置図（現地案内図）：当該地を朱書きで表記してください。
- (2) 法務局地図（公図、地積測量図等）：確定する境界を朱線で表記してください。
- (3) 実測平面図：確定する境界を朱線で表記してください。
- (4) 実測横断面図：横断測量の範囲は、官民境界から川側の堤防肩までとします。
- (5) 境界写真：立会時の写真及び境界点の近景写真を添付してください。
- (6) 委任状：協議書への署名押印を代表者や代理人が行う場合は、実印を押印し印鑑証明書添付した委任状が必要です。（印鑑証明書は希望により還付します。）

【境界証明書】

境界確定協議書が締結されている土地については、境界証明書を発行します。

協議書に添付されている図面に変更が無い場合は、立会を省略することができます。

現地形状の変更などにより再測量する必要がある場合は立会を行います。

【申請・問い合わせ先】 占用調整課もしくはお近くの出張所にお問い合わせください。

太田川河川事務所 占用調整課 〒730-0013 広島市中区八丁堀3-20

電話：082-222-9247/FAX：082-223-1885

己斐出張所 〒733-0811 広島市西区己斐東1丁目1-1

電話：082-271-1418/FAX：082-271-2629

大芝出張所 〒733-0001 広島市西区大芝3丁目1-1

電話：082-237-3404/FAX：082-237-4686

可部出張所 〒731-0221 広島市安佐北区可部2丁目22-7

電話：082-812-2216/FAX：082-814-6159

加計出張所 〒731-3501 広島県山県郡安芸太田町加計884-2

電話：0826-22-1521/FAX：0826-22-1958

小瀬川出張所 〒741-0091 山口県岩国市小瀬字沖原282-6

電話：0827-52-2245/FAX：0827-53-4275